土佐清水市森をもりあげる担い手支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 11 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、土佐清水市森をもりあげる担い手支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　森林整備等を行う担い手の増加及び育成を図ることを目的として、林業に必要な器具・機械等の購入及び林業技術習得のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表１に定めるとおりとする。ただし、他の補助金、交付金、負担金その他の交付を受けている事業は対象としない。

（補助対象者）

第４条　この補助金の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号すべてに該当するものとする。ただし、規則第４条第１項の各号いずれかに該当する場合を除く。

１　土佐清水市に居住している者。

２　当該補助事業の事業区分に応じて交付を受けたことがない者。

３　市税等の滞納がないこと。

４　別表１に定める者。

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率等は、別表１のとおりとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表１のとおりとする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第７条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により補助金交付申請が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付通知書（様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）
第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）補助事業の中止又は廃止
（２）補助金額の増額又は 30％を超える減額
２　市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書が提出され、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）
第 10 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 30 日を経過する日又は補助事業の交付決定を受けた日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、補助金完了実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）
第 11 条　市長は、前条の規定により補助金完了実績報告書が提出された場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第 12 条　補助事業者は、前条の通知を受理した後、補助金交付請求書（様式第７号）により当該補助金を請求することができる。
２　市長は、前項の規定による補助金交付請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）
第 13 条　市長は、補助事業の実施上必要があると認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払をすることができる。
２　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第８号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）
第 14 条　補助事業者は、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正行為をした場合、市長は補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

（雑則）
第 15 条　この要綱に定めるもののほか，補助金に関して必要な事項は，市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月 30 日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第３条、４条、５条、６条関係）

事業区分	対象者及び補助対象経費	補助金の額
① 林業機械等購入事業	【対象者】 チェーンソーによる伐木等特別教育を修了している者。（令和２年度以降） 【補助対象経費】 〇チェーンソー及びチェーンソーによる伐木等作業に必要な種類の防護具の購入費（防護ズボン、安全靴、手袋、保護帽、その他の保護具） （チェーンソー及び防護ズボンを所持している場合は、伐採・搬出等に関して必要な器具・機械等購入費も補助対象とする。）	補助率等：補助対象経費の 1/2 以内 （上限 10 万円以内） ※土佐清水市が開催する「森林を守る担い手育成研修」のスキルアップ研修及びフォローアップ研修の両研修に参加した場合は、補助率を 10/10 とする。
② 林業担い手支援事業	【対象者】 土佐清水市森林（もり）の担い手登録をしており、過去３年間に土佐清水市内で森林整備等を行った者。（2 回以上） 【補助対象経費】 伐採・搬出等に関して必要な器具・機械等購入費	補助率等：補助対象経費の 10/10 （上限 50 万円以内）
③ 研修生支援事業	【対象者】 研修開始時点において、林業に従事していない者。 【補助対象経費】 高知県立林業大学校の短期課程等で、林業技術の習得のために要する費用の一部を支援する。	補助率等： 宿泊費：10/10 以内 （１泊上限 8,000 円以内） 交通費等の諸経費：定額（2,000 円）

注意事項

（１）機材の購入については、可能な限り土佐清水市の事業者から購入すること。

（２）チェーンソーを購入する場合は、防護ズボンを所持していることもしくは本事業により同時購入する場合に限る。